

● 障害のある方に対する支援

相談窓口

障害のある方の相談窓口は各区高齢障害支援課になります。

各区 高齢障害支援課（障害支援班）				
	所在地	電話番号	FAX	手話通訳者専用 FAX
中央区	中央区中央 4-5-1 Qiball(きぼーる)13階	221-2152	221-2602	221-7675
花見川区	花見川区瑞穂 1-1	275-6462	275-6317	271-1105
稲毛区	稲毛区穴川 4-12-4	284-6140	284-6193	284-6193
若葉区	若葉区貝塚 2-19-1	233-8154	233-8251	233-8835
緑区	緑区鎌取町 226-1	292-8150	292-8276	292-4770
美浜区	美浜区真砂 5-15-2	270-3154	270-3281	279-3333

●手話通訳者の設置

各区保健福祉センターおよび障害者自立支援課に配置しています。

	月	火	水	木	金
中央区・花見川区	○	○	○	9:00～11:00	○
稲毛区	○	9:00～11:00	○	○	○
若葉区	○	13:00～15:00	○	○	○
緑区	○	○	9:00～12:00	9:00～16:00	○
美浜区	○	9:00～11:00	○	○	○
本庁	○	○	9:00～11:00	○	○

※○は9:00～17:00

障害者福祉のあんない

障害のある方の相談窓口のほか、各種サービスを、福祉分野のみならず、住宅、就労、税、教育など、総合的に掲載している冊子を作成しています。

障害がある方への支援等につきましては、「障害者福祉のあんない」をご覧ください。

※各区保健福祉センター高齢障害支援課・健康課で冊子の配布を行っています。